

滋賀県地域防災計画計画（風水害等対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	計画全体	計画全体	
	地域防災監 副地域防災監	地域防災 危機管理 監 副地域防災 危機管理 監	【防災危機管理局】 名称変更のため
	警戒レベル3の 避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル4の 避難勧告・避難指示(緊急) <u>(追加)</u>	警戒レベル3の 高齢者等避難 警戒レベル4の 避難指示 警戒レベル5の緊急安全確保	【防災危機管理局】 災害対策基本法の改正による避難情報 の見直しのため
	第1章 総則		
	第1節 計画の方針		
	第2 計画の基本方針		
	7 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災 対策		
P1	令和2年における 新型コロナウイルス感染症 の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密 抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対 策を推進する。	令和2年における新型コロナウイルス感染症 の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密 抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対 策を推進する。	【防災危機管理局】 令和2年に限定されないため文言削 除
	第2節 各機関の実施責任と処理すべき業務の 大綱		
	6 地域住民		
P3	市町内の一定の地区内の住民および当該地区 に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当 該地区における自発的な防災活動に関する計画 を作成し、これを地区防災計画の素案として市 町に提案することができる。市町は、必要があ ると認めるときは、市町地域防災計画に地区防	市町内の一定の地区内の住民および当該地区 に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当 該地区における自発的な防災活動に関する計画 を作成し、これを地区防災計画の素案として市 町に提案することができる。市町は、必要があ ると認めるときは、市町地域防災計画に地区防	【防災危機管理局】 防災基本計画を踏まえて修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>災計画を定めるものとする。</p>	<p>災計画を定めるものとする。</p> <p><u>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	
	第3節 地勢と気象		
	第2 気象		
	1 概要		
P11	<p>(3) 大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。(例えば昭和28年13号台風、伊勢湾台風) また大型台風が本県の西側を北東に進むときは、特に暴風による大きな被害が発生する(例えば、室戸台風、ジェーン台風)。</p>	<p>(3) 大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。(例えば昭和28年13号台風、伊勢湾台風、<u>平成25年台風第18号</u>) また大型台風が本県の西側を北東に進むときは、特に暴風による大きな被害が発生する(例えば、室戸台風、ジェーン台風、<u>平成30年台風第21号</u>)。</p>	<p>【彦根地方气象台】 近年の台風を追加した</p>
	2 滋賀県の気象		
	(1) 気温		
P11	<p>滋賀県は、地形の影響をうけて気温は各地でかなり異なっている。第1図に年平均気温の平年値分布図を示した。これによると最も低い</p>	<p>滋賀県は、地形の影響をうけて気温は各地でかなり異なっている。第1図に年平均気温の平年値分布図を示した。これによると最も低い</p>	<p>【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴い甲賀市信楽町が低くなっているため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	は、 <u>長浜市北部</u> の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4℃である。	は、 <u>甲賀市</u> の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4℃である。	
	(2) 降水量		
P11	降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350 mm (1月) を超えており、南部は60～70 mm (1月) 内外で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量の平年値分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、 <u>2,600 mm</u> を超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000～2,500 mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約1,500 mmになっている。なお雨量は湖東、湖西の山間部にとくに多い。	降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350 mm (1月) を超えており、南部は60～70 mm (1月) 内外で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量の平年値分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、 <u>2,800 mm</u> を超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000～2,500 mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約1,500 mmになっている。なお雨量は湖東、湖西の山間部にとくに多い。	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴い数値を修正
P12	(第1図) (第1図) 年平均気温の平年値分布図 (<u>1981年～2010年</u>)	(第1図) <u>更新</u> (第1図) 年平均気温の平年値分布図 (<u>1991年～2020年</u>)	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴う修正
	(第2図) (第2図) 年降水量の平年値分布図 (<u>1981年～2010年</u>)	(第2図) <u>更新</u> (第2図) 年降水量の平年値分布図 (<u>1991年～2020年</u>)	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴う修正
	(4) 風		
P12	風も地形の影響を受けて、かなり複雑で、風速は比較的弱いですが、冬季は北西の季節風が、夏季は南東の季節風が卓越し、春秋ではそれらの季節風の交替期で、北西風、南東風が半々ぐらいになっているが、やや北西風がまさってい	風も地形の影響を受けて、かなり複雑で、風速は比較的弱いですが、冬季は北西の季節風が、夏季は南東の季節風が卓越し、春秋ではそれらの季節風の交替期で、北西風、南東風が半々ぐらいになっているが、やや北西風がまさってい	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	る。彦根における月間平均風速は次表上部に示してあるが、2月が最も強く、6月と7月に最も弱くなっている。また彦根における風の極値を次表に示す。	る。彦根における月間平均風速は次表上部に示してあるが、2月が最も強く、6月と7月に最も弱くなっている。また彦根における風の極値を次表に示す。	
P12	(特殊風) (省略) ウ <u>春照</u> 、大津附近の強風	(特殊風) (省略) ウ <u>米原市東部 (伊吹山の南麓)</u> 、大津附近の強風	【彦根地方气象台】 地名表記の修正
P12	高気圧が日本の東方洋上にあり、低気圧が黄海や東シナ海から東進する場合、関ヶ原地峡にあたる <u>春照</u> 附近は南東の風がとくに強い。	高気圧が日本の東方洋上にあり、低気圧が黄海や東シナ海から東進する場合、関ヶ原地峡にあたる <u>米原市東部 (伊吹山の南麓)</u> 附近は南東の風がとくに強い。	【彦根地方气象台】 地名表記の修正
P13	(表) 彦根における平均風速と日最大風速、日最大瞬間風速の極値	(表) <u>数値更新</u> 彦根における平均風速と日最大風速、日最大瞬間風速の極値	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴う修正
P13	(表の脚注) (注)平均風速は <u>1981年から2010年</u> まで <u>最大風速は1893年10月から2019年12月まで</u> <u>最大瞬間風速は1920年1月から2019年12月までの資料による。</u>	(表の脚注) (注)平均風速は <u>1991年から2020年までの月平均風速の平年値</u> <u>日最大風速の統計期間は、1893年10月1日から2021年10月31日</u> <u>日最大瞬間風速の統計期間は、1920年1月1日から2021年10月31日</u>	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴う修正
	3 気象と災害		
	(1) 台風災害		
P13	南方海上で発生する台風数は平均年に <u>25.6</u> 個で、8月が最も多く、9月、7月および10月	南方海上で発生する台風数は平均年に <u>25.1</u> 個で、8月が最も多く、9月、7月および10月	【彦根地方气象台】 平年値の更新に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	がこれについている。このうち日本に上陸する台風は年平均 <u>2.7</u> 個ぐらいで、近畿地方に被害をもたらした台風はいわゆる二百十日過ぎの9月中旬から下旬にかけてが最も多く、この頃がもっとも警戒を要する時期である。	がこれについている。このうち日本に上陸する台風は年平均 <u>3.0</u> 個ぐらいで、近畿地方に被害をもたらした台風はいわゆる二百十日過ぎの9月中旬から下旬にかけてが最も多く、この頃がもっとも警戒を要する時期である。	
	滋賀県に災害をもたらした顕著な台風(昭和元年以降)		
P13	発生年月日： <u>和暦表示</u> 観測場所の追記	発生年月日： <u>西暦表示</u> ※ <u>最低気圧、最大風速・風向、最大瞬間風速・風向は彦根の観測値</u>	【彦根地方气象台】 表記の変更
	(2) 大雨災害(台風によるものを除く)		
	イ 過去の主な災害例		
	(力) 平成30年9月4~5日台風第21号による暴風		
P13	(追加)	<u>(表)2018年台風第21号接近時の最大風速と最大瞬間風速</u>	【彦根地方气象台】 図表の追加
P14	(追加)	<u>2018年台風第21号の経路図(2018.9.2~9.5)</u>	
	第2章 災害予防計画		
	第1節 水害予防計画		
	第1 河川対策		
	2 現況		
P22	本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等13河川で延長 <u>67.470km</u> 、指定区間は琵琶湖等500河川で延長2,239.494km、木曽川水系は藤古川1河川延長1.6km、北川水系は天増川等3河川延長12.1kmである。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。	本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等13河川で延長 <u>67.7km</u> 、指定区間は琵琶湖等500河川で延長2,239.494km、木曽川水系は藤古川1河川延長1.6km、北川水系は天増川等3河川延長12.1kmである。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。	【近畿地方整備局】 時点修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	3 事業計画		
	(2) 国土交通省		
P22	野洲川改修計画 (中略) 現在は堤防の安全性を高めるために堤防強化を実施している。	野洲川改修計画 (中略) <u>引き続き、計画高水流量 4,500m³/s を確保する河道整備を実施する。</u>	【近畿地方整備局】 時点修正
P22	瀬田川改修計画 (中略) <u>琵琶湖について洪水による湖岸地域の浸水の被害を軽減するため計画高水流量を洗堰上流、鳥居川地点 1,200 m³/s、下流関ノ津地点で 1,500 m³/s と決定している。</u> <u>現在は洗堰下流で改修工事を実施している。</u>	瀬田川改修計画 (中略) <u>瀬田川では、琵琶湖周辺の浸水被害の軽減と琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において 1,500m³/s の流下能力を確保する。</u> <u>そのため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削等を継続実施する。</u>	【近畿地方整備局】 時点修正
	第2 水害防止対策		
	2 現況		
P23	県管理一級河川数 504 本 延長 2,253.194km 県管理区間重要水防区域 <u>125 本</u> 延長 <u>665,225m</u>	県管理一級河川数 504 本 延長 2,253.194km 県管理区間重要水防区域 <u>120 本</u> 延長 <u>712,025m</u>	【流域政策局】 再整理によるもの
	第3 ため池等対策		
	1 計画方針		
P23	(中略) 最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加ならびに <u>兼業化等</u> による管理体制の弱体化などにより危険にさらされる箇所も多く、ひとたび決壊すれば、その被害は農業	(中略) 最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加ならびに <u>農業人口の減少や高齢化等</u> による管理体制の弱体化などにより危険にさらされる箇所も多く、ひとたび決壊すれ	【農村振興課】 農業従事者の年代構成の変化に伴い修正する

頁	修正前	修正後	修正理由
	関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にもおよぶことは必至である。	ば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にもおよぶことは必至である。	
	3 事業計画		
P24	農業用ため池等の改修については、ため池等整備事業（国庫補助事業）で実施し国の採択基準に該当しないものについては県単独補助事業で実施する。	農業用ため池の改修については、 <u>令和元年度に策定した滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、ため池等整備事業（国庫補助事業）</u> で実施し国の採択基準に該当しないものについては県単独補助事業で実施する。	【農村振興課】 滋賀県ため池中長期整備計画が策定されているため、これを反映した記載に修正する
	第5 防災ダム対策		
	1 計画方針		
P24	一定規模の洪水に対し、ダムで調節を行い下流の洪水時の水位を下げるとともに、既得取水の安定化、河川環境の保全等を図る。	一定規模の洪水に対し、ダムで調節を行い下流の洪水時の水位を下げるとともに、既得取水の安定化、河川環境の保全等を図る。 <u>また、ダムの施設能力を上回る洪水の発生に備え、事前放流等の方策により、ダムの洪水調節機能強化を推進する。</u>	【流域政策局】 R2.5の淀川水系治水協定に基づく事前放流を記載する。
	2 現況		
P24	<u>余呉湖、日野川、石田川、宇曾川、青土および姉川の6ダムは洪水調節を目的としており、洪水が予想される時には、関係機関と連絡を密にする。</u> <u>さらに、ダム放流量の増加により下流河川で短時間水位上昇が発生する場合には、サイレン、スピーカー等により、一般に周知する。</u>	<u>治水目的のダムとして余呉湖、日野川、石田川、宇曾川、青土および姉川の6ダムを管理している。</u>	【流域政策局】 現況の記載方法を他と合わせる。

頁	修正前	修正後	修正理由
	3 事業計画		
P24	既設ダムにおいて、管理の適正を期すための施設の維持補修、更新および改良を図るとともに、異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実を図る。	既設ダムにおいて、管理の適正を期すための施設の維持補修、更新および改良を図るとともに、異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の強化に努める。 <u>また、洪水被害の発生が予想される場合には、住民が適切な避難行動をとれるよう、ダムからの放流について、サイレンやスピーカーによる周知の徹底および関係市町等への速やかな情報提供を実施する。</u>	【流域政策局】 市町が適切に住民避難の判断を行えるよう、ダムからの放流についての情報提供を記載する。
	第6 下水道施設整備計画		
	2 現況		
P24	県内各市町による雨水排水施設整備事業は、5～10年に一度の大雨を対象として実施しており、計画面積約 <u>7,742ha</u> に対して <u>平成29年度末</u> の整備済み面積は約 <u>4,136ha</u> （整備率 <u>53%</u> ）となっている。	県内各市町による雨水排水施設整備事業は、5～10年に一度の大雨を対象として実施しており、計画面積約 <u>7,687ha</u> に対して <u>令和2年度末</u> の整備済み面積は約 <u>4,291ha</u> （整備率 <u>55%</u> ）となっている。	【下水道課】 時点修正
	第2節 土砂災害防止計画		
	第1 地すべり対策		
	3 事業計画		
	(1) 国土交通部		
P26	国土交通省所管分の <u>危険箇所については、その緊急度に応じ、社会資本総合整備計画に位置付け、</u> 地すべり防止施設を整備する。	国土交通省所管分の <u>うち、土砂災害警戒区域等に該当するものは、その緊急度に応じ、国庫補助事業において</u> 地すべり防止施設を整備する。	【砂防課】 ・採択要件が変更となったため（危険箇所ではなく、土砂災害警戒区域（特別警戒区域）を基準とする。） ・国庫補助事業の中には社会資本総合整備計画に位置付ける必要がない

頁	修正前	修正後	修正理由
			ものが存在するため。
	(2) 農政水産部、琵琶湖環境部		
P26	農林水産省農村振興局所管分のうち、大津市の上仰木地区および雄琴地区は、 <u>現在</u> 、V期事業の計画に基づき地すべり防止工事を実施する。	農林水産省農村振興局所管分のうち、大津市の上仰木地区および雄琴地区は、 現在 、V期事業の計画に基づき地すべり防止工事を実施する。 <u>また、I期～IV期事業で造成した地すべり防止施設の長寿命化対策工事を実施する。</u>	【農村振興課】 令和3年度から長寿命化対策工事を開始したため
	第2 土石流対策		
	1 計画方針		
P26	荒廃した山地・溪流からの土砂流出、大雨等による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、および要配慮者利用施設対策、緊急輸送路保全対策等を重点項目として、土石流対策事業を推進する。	荒 廃した山地・溪流からの土砂流出、大雨等による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、 <u>「砂防法」に基づく砂防指定地における特定行為の禁止・制限</u> および要配慮者利用施設対策、緊急輸送路保全対策等を重点項目として、土石流対策事業を推進する。	【砂防課】 土地の改変行為による災害の助長・誘発を防止するための法制度について明記する。
	2 現況		
P26	(省略) このため本県においては、令和 <u>元</u> 年度末現在で <u>1,414箇所</u> 、 <u>32,952ha</u> の溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。	(省略) このため本県においては、令和 <u>2</u> 年度末現在で <u>1,418箇所</u> 、 <u>32,970ha</u> の溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。	【砂防課】 時点修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
	第3 急傾斜地の崩壊対策		
	1 計画方針		
P26	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、急傾斜地法という。）」に基づき、急傾斜地の崩壊を防止する等の措置を講じる。	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、急傾斜地法という。）」に基づき、 <u>急傾斜地崩壊危険区域における特定行為の制限および急傾斜地の崩壊を防止する等の措置を講じる。</u>	【砂防課】 土地の改変行為による災害の助長・誘発を防止するための法制度について明記する。
	2 現況		
P27	令和 <u>元</u> 年度末現在で <u>524</u> 箇所、 <u>714.4ha</u> の急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。	令和 <u>2</u> 年度末現在で <u>529</u> 箇所、 <u>725.5ha</u> の急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。	【砂防課】 時点修正。
	3 事業計画		
P27	<u>下記の採択基準により、特に緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を優先して順次、法面保護、擁壁工等を整備する。</u> <u>(1) 補助急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く)</u> <u>ア 急傾斜地の高さが10m以上であること</u> <u>イ 移転適地がないこと</u> <u>ウ 人家おおむね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</u> <u>(2) 市町急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く)</u> <u>ア 急傾斜地の高さが5m以上であること</u> <u>イ 移転適地がないこと</u> <u>ウ 人家おおむね5戸以上に倒壊等著しい被害</u>	<u>計画方針に基づき、国庫補助により急傾斜地崩壊対策施設工事を実施するとともに、県単独費により急傾斜地崩壊対策施設工事を実施する市町の補助を実施する。</u>	【砂防課】 地すべり対策や土石流対策は採択基準を記載していないので、急傾斜の崩壊対策も記載する必要はないと考える。 特に交付金事業は採択基準が細かく、年々更新されるため、毎年修正が必要となるため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること</u></p> <p><u>エ 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること</u></p> <p><u>オ 前各号のほか知事が特に必要と認めたもの</u></p>		
	第4 総合土砂災害対策		
	(3) 土砂災害防止法に基づく対策		
	ア 土砂災害警戒区域等の指定		
P27	<p>令和元年度末現在の指定状況は下記のとおり。</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 2,239箇所 ・急傾斜地の崩壊 3,451箇所 ・地滑り 40箇所 <p>(イ) 土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 1,223箇所 ・急傾斜地の崩壊 2,972箇所 	<p>令和2年度末現在の指定状況は下記のとおり。</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 2,544箇所 ・急傾斜地の崩壊 4,209箇所 ・地滑り 78箇所 <p>(イ) 土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 1,412箇所 ・急傾斜地の崩壊 3,581箇所 	【砂防課】 時点修正。(R3年度末)
P29	第6 治山対策 (琵琶湖環境部)	第6 山地災害対策 (琵琶湖環境部)	
	1 計画方針		
P29	<p>荒廃している森林の復旧や土砂の流出を防止して、県土の保全を図るため、山地災害危険地を中心に復旧治山事業や予防治山事業を実施す</p>	<p><u>森林区域における開発行為については、山地での起伏や傾斜をはじめ、地形条件等により土砂崩れ等の災害の危険性が予想されるため、森林法の規定に基づく林地開発許可制度等による規制および適切な指導を行う。</u></p> <p><u>一方で、特に保全すべき森林については保安林の指定を進めるとともに、荒廃している保安林の復旧や土砂の流出を防止して、県土の保全を図るため、山地災害危険地を中心に復旧治山</u></p>	【森林保全課】 林地開発における規制について追記

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>るほか、人家の裏山等、直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業や、県単独事業等により対処する。一方山間地域住民の日常生活道路として、また、災害時における資材運搬道路としての林道については、災害発生時に早期に災害箇所を復旧する。</p>	<p>事業や予防治山事業を実施するほか、人家の裏山等、直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業や、県単独事業等により対処する。一方山間地域住民の日常生活道路として、また、災害時における資材運搬道路としての林道については、災害発生時に早期に災害箇所を復旧する。</p>	
	<p>3 事業計画</p>		
<p>P29</p>	<p>森林整備保全事業計画に基づき、県は山地崩壊・土石流・地すべりによる災害の防止、森林の水源かん養機能の維持向上を図るため山地治山総合対策、水源地域等保安林整備事業等を実施すると共に、人家裏山等の災害に対して、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業および県単独治山事業を実施する一方、林道施設については、市町・森林組合を中心として、災害箇所の復旧を早期に実施する。</p>	<p><u>山地災害の防止を図るため、森林法の規定に基づき、引き続き林地開発許可制度等の適正な執行を図るとともに、特に事業継続地等に対して、水源林保全巡視員等による巡視活動を行い、併せて関係機関との現場情報の共有や連携に努め、防災対策を進めていく。</u></p> <p><u>さらに、地域において保全すべき森林については、積極的な保安林指定を図るとともに、</u>森林整備保全事業計画に基づき、県は山地崩壊・土石流・地すべりによる災害の防止、森林の水源かん養機能の維持向上を図るため山地治山総合対策、水源地域等保安林整備事業等を実施すると共に、人家裏山等の災害に対して、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業および県単独治山事業を実施する一方、林道施設については、市町・森林組合を中心として、災害箇所の復旧を早期に実施する。</p>	<p>【森林保全課】 林地開発における規制について追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	第9 地籍調査事業		
	第2 現況		
P30	地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、市町が事業実施主体として取り組んでいる。しかし、本県の進捗率は令和 <u>元</u> 年度末で13%と全国平均52%を大きく下回っている。	地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、市町が事業実施主体として取り組んでいる。しかし、本県の進捗率は令和 <u>2</u> 年度末で13%と全国平均52%を大きく下回っている。	【県民活動生活課】 時点修正
	3 事業計画		
	(1) 啓発活動		
P30	(中略) このため、県内の <u>大規模商業施設</u> でのパネル展示や自治会等への出前講座などの啓発を行う。	(中略) このため、県内の <u>市役所、町役場や図書館等の公共施設</u> でのパネル展示や自治会等への出前講座などの啓発を行う。	【県民活動生活課】 新型コロナウイルス感染症対応のため変更
	第3節 風害予防計画		
	第3 各機関における対策		
	(表) 県内における日最大風速、日最大瞬間風速の極値		【彦根地方气象台】 アメダス米原を追加
P32	(追加)	<u>「米原」を追加</u>	
	第4節 雪害予防計画		
	第1 道路雪害対策		
	2 実施計画		
	(4) 関係機関の連携		
P33	各道路管理者および関係機関は、大雪により広域的な交通障害が発生した場合（または発生のおそれのある時）に迅速な対応を行うため、気象情報、道路交通状況、除雪状況等の情報を	各道路管理者および関係機関は、 <u>以下の場合において迅速な対応を行うため、気象情報、道路交通状況、除雪状況等の情報を共有し、除雪作業および通行規制に関する各機関間の調整を</u>	【道路保全課】 国の「大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換」に基づき、修正するもの

頁	修正前	修正後	修正理由
	共有し、除雪作業および通行規制に関する各機関間の調整を行い、また、住民、道路利用者等に対して情報提供を行うこととする。	<u>行い、住民、道路利用者等に対して情報提供を行うこととする。</u> <u>・人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に、計画的・予防的な通行規制を行う場合</u> <u>・大雪により広域的な交通障害が発生した場合（または発生のおそれのある場合）</u>	
	第2 集落雪崩対策		
	3 事業計画		
P33	<u>雪崩危険箇所を対象に次の採択基準により緊急度の高い危険箇所から順次、雪崩予防柵、グライド防止擁壁などを実施する。</u> <u>(1) 移転適地がないこと</u> <u>(2) 人家おおむね5戸（公共建物含む。）以上または公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。</u>	<u>雪崩危険箇所については、その緊急度に応じ、社会資本総合整備計画に位置づけ、雪崩対策施設を整備する。</u>	【砂防課】 現状、地すべり対策と同様に事業を実施していないので地すべり対策と合わせた書き方に統一したため。
	第5節 防災知識普及計画		
	第1 防災知識普及計画（各機関）		
	1 計画方針		
P34	防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独または共同して住民や事業所等、地域の構成員を対象に、防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。なお、防災知識の内容および普及方法については、男女共同参画の視点から妥当なも	防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独または共同して住民や事業所等、地域の構成員を対象に、防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。なお、防災知識の内容および普及方法については、男女共同参画の視点から妥当なも	【防災危機管理局】 男女共同参画の具体の普及方針については、事業計画に転載

頁	修正前	修正後	修正理由
	のであるか点検する <u>とともに、災害から受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であること</u> の理解促進を図る。	のであるか点検する。	
	2 事業計画		
	(2) 実施の方法		
	ウ 一般住民に対する防災知識の普及		
	(ア) 普及の方法		
P35	(追加)	<u>f 交流機会の創出による普及 SNSやワークショップ等により情報交換の機会を設けることによる</u>	【防災危機管理局】 幅広く県民の防災意識の向上を図るため
	(イ) 普及の内容		
P35	f <u>災害リスクととるべき行動</u> ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努	f <u>洪水ハザードマップ</u> <u>市町は、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所などを定めた洪水ハザードマップや、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた土砂災害ハザードマップを各戸に配布する等の必要な措置を講ずるものとする。</u> ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、 <u>マイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、警戒レベル4で「危険な場所から全員</u>	【防災危機管理局】 応急対策から予防計画に修正。 マイ・タイムラインの普及啓発を追加

頁	修正前	修正後	修正理由
	める。	避難」すべきこと等 <u>逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。</u>	
	(6) 要配慮者等への配慮		
P36	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。また、このような合理的配慮に関することを含め、必要な防災知識の普及を図る。	<p><u>県、市町は、</u>防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。<u>さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u></p> <p><u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p><u>併せて、県は、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興ガイドライン」に基づき、市町への情報提供を行い、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。</u></p>	<p>【女性活躍推進課】 国の防災計画の改正に合わせ、新たに性暴力・DV防止のための取組を追加</p> <p>【防災危機管理局】 【人権施策推進課】 性的指向・性自認への配慮に関する文言を追記</p>
	第2 防災訓練計画 (各機関)		
	2 事業計画		
	(3) 各機関別訓練		
P37	ウ 市町等が行う訓練 (省略) (オ) を追加	<p>(省略)</p> <p><u>(オ) 感染症禍を想定した避難所開設・運営訓練</u></p> <p><u>市町は、関係機関と連携し、新型コロナウイルス</u></p>	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画修正に基づく追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>ス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	
	第6節 気象等観測業務計画		
	第2 現況		
	1 雨量観測施設		
P39	(2) 県土木交通部 ア 観測所 <u>117</u> 箇所	(2) 県土木交通部 ア 観測所 <u>116</u> 箇所	【流域政策局】 再整理によるもの
	2 水位観測所		
P39	水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は <u>105</u> 箇所である。	水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は <u>106</u> 箇所である。	【流域政策局】 新たに整備したことによるもの
	第10節 防災救助施設等整備計画		
	第3 救助施設等整備計画		
	2 現況		
	(2) 被服・寝具、その他生活必需品	(2) 被服・寝具、その他生活必需品 <u>等</u>	【健康福祉政策課】
P46	市町は、災害発生時において必要と想定される被服・寝具、その他生活必需品について各家庭等と一体となり、確保を行う体制の整備に努める。 県は、市町等を支援するため備蓄および協定の締結等により、迅速に必要な生活必需品の提供を行える体制の整備を行う。 なお、県における食料および生活必需品の備蓄状況は、滋賀県地域防災計画（資料編）「災	市町は、災害発生時において必要と想定される被服・寝具、その他生活必需品 <u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資について</u> 各家庭等と一体となり、確保を行う体制の整備に努める。 県は、市町等を支援するため備蓄および協定の締結等により、迅速に必要な生活必需品 <u>等</u> の提供を行える体制の整備を行う。 なお、県における食料および生活必需品 <u>等</u> の	国の防災基本計画変更により、生活必需品だけでなく新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資も含むため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表」に掲げるとおり。	備蓄状況は、滋賀県地域防災計画（資料編）「災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表」に掲げるとおり。	
	(3) 医薬品・衛生材料・医療用ガス等		
P46	災害発生時に必要な医薬品・衛生材料・医療用ガス等については、滋賀県医薬品卸協会、京都医療機器協会および日本産業・医療ガス協会近畿地域本部京滋支部、 <u>近畿臨床検査薬卸連合</u> と災害時における供給に関する協定を締結し、災害発生時に医療機関等からの要請に基づき、医薬品等を供給することとしている。	災害発生時に必要な医薬品・衛生材料・医療用ガス等については、滋賀県医薬品卸協会、京都医療機器協会および日本産業・医療ガス協会近畿地域本部京滋支部、 <u>近畿臨床検査薬卸連合</u> と災害時における供給に関する協定を締結し、災害発生時に医療機関等からの要請に基づき、医薬品等を供給することとしている。	【薬務課】 団体名の修正
	3 事業計画		
P47	(2) 被服・寝具、その他生活必需品	(2) 被服・寝具、その他生活必需品等	【健康福祉政策課】
P47	ア 被服・寝具、その他生活必需品については、必要量についての備蓄を行うとともに、被災時における必要な物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、関係業者と物資供給に係る協定を締結するなどの連携を密にし、緊急調達体制を確保する。	ア 被服・寝具、その他生活必需品等については、必要量についての備蓄を行うとともに、被災時における必要な物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、関係業者と物資供給に係る協定を締結するなどの連携を密にし、緊急調達体制を確保する。	国の防災基本計画変更により、生活必需品だけでなく新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資も含むため。
	第 15 節 文化財災害予防計画		
	1 計画方針		
P59	文化財は貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、防火施設整備を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。文化財の所有者および管理者は、良好な	文化財は貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、防火施設整備を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。文化財の所有者および管理者は、良好な	【文化財保護課】 指定ではなく、選定、選択された文化財もあるため

頁	修正前	修正後	修正理由
	状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国の指定のものにあつては、文化庁長官またはその権限を委任されもしくは指示をうけた県が行う。県指定のものにあつては、県またはその指示をうけた市町が行う。	状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国の指定、 <u>選定、選択</u> のものにあつては、文化庁長官またはその権限を委任されもしくは指示をうけた県が行う。県指定のものにあつては、県またはその指示をうけた市町が行う。	
	2 現況		
P59	(中略) これらの指定文化財は各市町に所在するが、大津市が最も多く、次いで長浜市、近江八幡市、甲賀市に多く存在している。このほか市町が条例によって指定している文化財および保護の対象とする必要のある未指定文化財がある。	(中略) これらの指定 <u>等</u> 文化財は各市町に所在するが、大津市が最も多く、次いで長浜市、近江八幡市、甲賀市に多く存在している。このほか市町が条例によって指定している文化財および保護の対象とする必要のある未指定文化財がある。	【文化財保護課】 指定ではなく、選定、選択された文化財もあるため
	第 16 節 災害救助基金の積立および運用計画		
	3 災害救助基金の支出		
P60	滋賀県災害救助基金管理条例（以下この節では「条例」という。）により、基金から支出できる費用は次に掲げるとおりとされている。 (中略) エ 国からの求償に対する支払（法第 20 条第 <u>1</u> 項） (省略)	滋賀県災害救助基金管理条例（以下この節では「条例」という。）により、基金から支出できる費用は次に掲げるとおりとされている。 (中略) エ 国からの求償に対する支払（法第 20 条第 <u>4</u> 項） (省略)	【健康福祉政策課】 誤謬修正
	4 災害救助基金の運用		
P60	表中 イ 国債証券、地方債証券、 <u>勸業債券</u> その他確実な債権の応募または買入	表中 イ 国債証券、地方債証券、 勸業債券 その他確実な債権の応募または買入	【健康福祉政策課】 災害救助法の記載内容に合わせて修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	第 18 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化		
	1 計画方針		
P63	このため県と市町は連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、福祉避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。	このため県と市町は連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別 <u>避難</u> 計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、福祉避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。	【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため
	2 具体的施策の展開		
	(1) 要配慮者の避難体制の構築		
	ア 避難行動要支援者対策		
P63	(ア) 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	市町は、市町地域防災計画において、 <u>避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づき</u> 、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。	【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため
P63	<u>(追加)</u>	<u>イ 避難行動要支援者名簿の整備</u>	
P63	<u>(イ)</u> 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。	<u>(ア)</u> 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など <u>関係部局</u> の連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する <u>とと</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>(ウ) 市町は、避難支援等にかかわる関係者として市町地域防災計画に定めた</u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>もに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、</u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。<u>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、市町に提供するよう努める。</u></p>	
P63	<u>(追加)</u>	<u>ウ 個別避難計画の作成</u>	
P63 ～ P64	<u>(追加)</u>	<p><u>(ア) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ま</u></p>	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
P64		<p><u>た、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
P64		<p><u>支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>(エ) 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 県は、個別避難計画の作成を促進するため、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の取組を積極的に支援する。</u></p> <p><u>(カ) なお、県、市町は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする</u></p>	
P64	<u>イ</u> 在宅の避難行動要支援者のための <u>個別計画</u> の作成等	<u>エ</u> 在宅の避難行動要支援者のための <u>避難支援マニュアル</u> の作成等	【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため
P64	<u>(ア)</u> 市町は、高齢者・障害者等の避難行動要支援者やその介護者が普段から風水害に関する基礎的な知識や風水被害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における避難行動要支援者に係る情報の把握・共有および安否確認方法・支援対策について市町地域福祉	市町は、高齢者・障害者等の避難行動要支援者やその介護者が普段から風水害に関する基礎的な知識や風水被害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における避難行動要支援者に係る情報の把握・共有および安否確認方法・支援対策について市町地域福祉計画	【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため

頁	修正前	修正後	修正理由
P64	<p>計画に盛り込むこととする。また県は、市町に対し個別計画を作成するよう支援する。</p> <p><u>(イ) 市町は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有・一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定める等具体的な個別計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。なお、その取組にあたっては、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考とする。</u></p> <p><u>県は、市町における避難行動要支援者の情報収集および防災関係機関における情報共有、個別計画策定が円滑に行われるよう、その取組を支援する。</u></p>	<p>に盛り込むこととする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>※上記「ウ 個別避難計画の作成」へ統合</u></p>	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため</p>
P64	<u>ウ</u> 安否確認体制の整備	<u>オ</u> 安否確認体制の整備	
	<u>エ</u> 自主防災組織の強化	<u>カ</u> 自主防災組織の強化	
P64	<u>オ</u> 防災訓練の充実	<u>キ</u> 防災訓練の充実	
P64	市町は、個別計画が実効性のあるものとなるよう、要配慮者が参加する訓練の実施に努める	市町は、個別 <u>避難</u> 計画が実効性のあるものとなるよう、 <u>避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者</u> が参加する訓練の実施に努める。	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため</p>
	(3) 避難所における要配慮者への配慮		
P65 ～ P66	<p>(中略)</p> <p>また、一般の避難所生活が困難である障害者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>また、一般の避難所生活が困難である障害者等の要配慮者のために、<u>必要に応じて、福祉避難所として指定避難所</u>を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>【健康福祉政策課】 国の防災基本計画の記載内容に合わせ追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
P66	(追記)	<p><u>市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	
P66	(追加)	<u>(5) 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の記載内容に合わせて追記 防災会議における女性委員の積極的登用を追記
P66		<p><u>県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u></p> <p><u>また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努めるものとする。</u></p>	
	第 19 節 広域避難体制の整備		
P67	大規模かつ広域的な風水害に対する広域避難体制の整備については、(震災対策編) 第 2 章 第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備 に準	大規模かつ広域的な風水害に対する広域避難体制の整備については、(震災対策編) 第 2 章 第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備 に準	【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため

頁	修正前	修正後	修正理由
	じるものとする。	じるものとする。 <u>この場合において同節中「広域一時滞在」とあるのは「広域避難および広域一時滞在」と読み替えて適用する。</u>	
P67	【 <u>参考編</u> 参照】 ・広域避難の連携に関する基本協定書（湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）	【 <u>災害時応援協定編</u> 参照】 ・広域避難の連携に関する基本協定書（湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）	【防災危機管理局】 誤謬訂正
	第3章 災害応急対策計画		
	第1節 防災組織整備計画		
	第2 動員計画		
	2 滋賀県の動員		
	(1) 災害警戒時における配備体制		
P73	(ア) 本庁各部署の勤務時間外における災害警戒時の配備人員 表中の課名 <u>監理</u> <u>道路</u>	<u>監理・技術管理</u> <u>道路整備・道路保全</u>	【防災危機管理局】 組織改編の修正漏れ
P73	災害警戒準備体制において、水防に関する警報の発令が予想される場合は、上表の（ ）に示す人員により、監理課、交通戦略課、住宅課、建築課も警戒配備につくものとする。 また、 <u>道路課</u> については、彦根地方気象台から大雪注意報、大雪警報、暴風雪警報が発表されたときは、本計画に定めるところにかかわらず、道路除雪計画で定める除雪体制につくものとする。	災害警戒準備体制において、水防に関する警報の発令が予想される場合は、上表の（ ）に示す人員により、監理課、 <u>都市計画課</u> 、交通戦略課、住宅課、建築課も警戒配備につくものとする。 また、 <u>道路保全課</u> 、 <u>道路整備課</u> については、彦根地方気象台から大雪注意報、大雪警報、暴風雪警報が発表されたときは、本計画に定めるところにかかわらず、道路除雪計画で定める除雪体制につくものとする。	【防災危機管理局】 組織改編の修正漏れ

頁	修正前	修正後	修正理由
	第2節 情報計画		
	第2 気象予警報伝達計画		
	2 計画の内容		
	キ 土砂災害警戒情報		
P81	(省略) 市町内で危険度が高まっている詳細な領域は、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度、気象庁ホームページの <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u> を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	(省略) 市町内で危険度が高まっている詳細な領域は、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度、気象庁ホームページの <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	【彦根地方气象台】 危険度分布の愛称への変更
	コ 洪水予報		
	洪水予報の種類一覧表		【彦根地方气象台】ほか
P82		(更新)	避難情報の見直し
P82	(追加)	<u>また、瀬田川、野洲川下流については、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後に河川氾濫の危険が迫っている場合に、洪水予報(臨時)として「河川氾濫に関する情報」を発表する。</u>	【彦根地方气象台、流域政策局】 「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日)」による
	第3 災害広報計画		
	2 計画の内容		
	(4) 安否情報の提供		
P89	知事および市町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。	知事および市町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。	【防災危機管理局】 DV被害者等への配慮が必要なため

頁	修正前	修正後	修正理由
P89	(追加)	<u>この場合において、知事および市町長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u>	
P89	(追加)	(5) 安否不明者等の氏名公表	
P89	(追加)	<u>県は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、氏名等の公表方針を予め定めるものとする。</u> <u>なお、この方針については、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 氏名等公表方針策定のため
	第3節 防ぎよ計画		
	2 計画の内容		
	(2) 非常事態の場合における県の措置		
P90	イ 大規模な災害により、県下の消防本部・消防団、 <u>他都道府県消防隊</u> の応援要請(消防組織法第44条)の必要が見込まれる場合は、次により行う。	イ 大規模な災害により、県下の消防本部・消防団、 <u>緊急消防援助隊</u> の応援要請(消防組織法第44条)の必要が見込まれる場合は、次により行う。	【防災危機管理局】 消防組織法第44条は、緊急消防援助隊を明記しており、現計画表記「他都道府県消防隊」は、その小隊の一部を指すため
	(イ) <u>他都道府県消防隊</u> の応援要請(消防組織	(イ) <u>緊急消防援助隊</u> の応援要請(消防組織法	

頁	修正前	修正後	修正理由
	法第 44 条「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」)	第 44 条「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」)	
P90	a 市町本部長は、緊急消防援助隊 <u>等他都道府県</u> の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)	a 市町本部長は、緊急消防援助隊等他都道府県の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)	【防災危機管理局】 「等他都道府県」は不要なため
P90	(a) <u>火災</u> の状況および応援要請の理由	(a) <u>災害</u> の状況および応援要請の理由	【防災危機管理局】 火災に限定されないため
P90	(b) 応援 <u>消防</u> 隊の派遣を必要とする期間(予定)	(b) 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)	【防災危機管理局】 派遣隊は消防隊だけではないため
P90	(c) 応援要請を行う <u>消防</u> 隊の種別と人員	(c) 応援要請を行う消防隊の種別と人員	
P90	b 緊急消防援助隊 <u>等他都道府県</u> の応援の円滑な受入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。	b 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、県本部長は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。	【防災危機管理局】 「等他都道府県」は不要なため
P90	(a) 応援 <u>消防</u> 隊への地理情報の提供	(a) 応援消防隊への地理情報の提供	【防災危機管理局】
P91	(c) 応援 <u>消防</u> 隊の人員、器材数、 <u>指導者</u> 数の確認	(c) 応援消防隊の人員、器材数、 <u>指揮者</u> 数の確認	派遣隊は消防隊だけではないため 指導者ではなく指揮者
P91	(d) 応援 <u>消防</u> 隊の活動拠点となる用地、 <u>仮眠</u> 施設等の手配	(d) 応援消防隊の活動拠点となる用地、 <u>仮眠</u> 施設等の手配	緊急消防援助隊は、野営が基本であり、仮眠施設と限定しないほうがよい
P91	(e) 応援 <u>消防</u> 隊に対する給食等の手配	(e) 応援消防隊に対する給食等の手配	
P91	c 消防庁長官への要請 県本部長は、市町本部長から <u>他都道府県</u> の応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、速やかに消防庁長官に応援要請するものとし、その結果を直ちに応援要請を行った市町長もしくは被災地の市町長に連絡する。	c 消防庁長官への要請 県本部長は、市町本部長から <u>緊急消防援助隊</u> の応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、速やかに消防庁長官に応援要請するものとし、その結果を直ちに応援要請を行った市町長もしくは被災地の市町長に連絡する。	【防災危機管理局】 消防組織法第 44 条は、緊急消防援助隊を明記しているため

頁	修正前	修正後	修正理由
	(3) 消防応援活動調整本部の設置		
P91	緊急消防援助隊命令体制	緊急消防援助隊命令体制 (図表の修正)	
	第4節 災害救助保護計画		
	第1 災害救助法の適用計画		
	2 災害救助法の適用基準		
P93	災害救助法の適用基準は、 <u>災害救助法施行令第1条によるものとするが、県における具体的な適用基準は次のとおりである。</u>	災害救助法の適用基準は、 <u>以下(1)(2)のとおりである。</u>	<p>【健康福祉政策課】 国の防災基本計画変更により生活必需品だけでなく新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資も含むため</p> <p>【防災危機管理局】 災害対策法の改正により、災害のおそれ段階から災害救助法の適用が可能となったため</p>
P93	<p><u>(項目建てを整理)</u></p> <p><u>(1)省略</u> <u>(2)省略</u> <u>(3)省略</u> <u>(4) (中略)</u></p> <p>災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(施行令第1条第3号)</p> <p><u>(5)省略</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p><u>ア</u> 省略 <u>イ</u> 省略 <u>ウ</u> 省略 <u>エ</u> (中略)</p> <p>災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品<u>等</u>の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(施行令第1条第3号)</p> <p><u>オ</u> 省略</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
	5 災害救助法による救助の実施		
P94	(1)省略 <u>ア～エ 省略</u> <u>オ</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 <u>カ～ス 省略</u>	(1)省略 <u>ア 災害が発生した場合の救助</u> <u>(ア)～(エ) 省略</u> <u>(オ)</u> 被服、寝具その他生活必需品 <u>等</u> の給与または貸与 <u>(カ)～(ス) 省略</u> <u>イ 災害が発生するおそれがある場合の救助</u> <u>(ア) 避難所の供与</u>	【健康福祉政策課】 国の防災基本計画変更により生活必需品だけでなく新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資も含むため 【防災危機管理局】 災害対策法の改正により、災害のおそれ段階から災害救助法の適用が可能となったため
	第2 避難救出計画		
	2 計画の内容		
P95	(1) <u>事前避難</u>	<u>(1) 避難計画</u>	
P95	市町は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底せしめ、災害時の積極的な自主避難体制を指導しておくものとする。特に洪水浸水想定区域の指定された区域については、水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所などを定めた、洪水ハザードマップを各戸に配布する等の必要な措置を講ずるものとする。また、土砂災害（特別）警戒区域の指定された区域については、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた、土砂災害ハザードマップを各戸に配布する等の必要な措置を講ずる	市町は、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした洪水等避難計画および土砂災害避難計画を作成する。	【防災危機管理局】 普及啓発や洪水ハザードマップの配布等については、予防計画に移動。

頁	修正前	修正後	修正理由
	ものとする。さらに洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした洪水等避難計画および土砂災害避難計画を作成する。		
P95	洪水等避難計画は、県が平成18年3月に作成した「滋賀県洪水等避難計画作成支援マニュアル」および内閣府が平成31年3月にとりまとめた「 <u>避難勧告等に関するガイドラインの改定</u> 」等をもとに作成するものとする。 土砂災害避難計画は、国交省砂防部が平成19年4月に作成した「土砂災害警戒避難ガイドライン」および内閣府が平成31年3月にとりまとめた「 <u>避難勧告等に関するガイドラインの改定</u> 」等をもとに作成するものとする。	洪水等避難計画は、県が平成18年3月に作成した「滋賀県洪水等避難計画作成支援マニュアル」および内閣府が令和3年5月にとりまとめた「 <u>避難情報に関するガイドライン</u> 」等をもとに作成するものとする。 土砂災害避難計画は、国交省砂防部が平成19年4月に作成した「土砂災害警戒避難ガイドライン」および内閣府が令和3年5月にとりまとめた「 <u>避難情報に関するガイドライン</u> 」等をもとに作成するものとする。	【防災危機管理局】 災害対策法の改正により、関連するガイドラインも併せて改正されたため
P96	※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避 <u>その他の屋内における</u> 避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避、 <u>近傍の堅固な建物への退避など</u> 、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	【防災危機管理局】 避難情報に関するガイドラインに基づく修正
P96	イ 警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示は、次の内容を示して行う。 (追加) ・要避難対象 <u>地域</u>	イ 警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、 <u>警戒レベル5の緊急安全確保</u> は、次の内容を示して行う。 <u>なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中で被災するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等を発令する区域を設定するものとする。</u> ・要避難対象 <u>区域</u>	【防災危機管理局】 災害対策基本法の改正による避難情報の見直しのため

頁	修正前	修正後	修正理由
P97	<p>(4) 避難場所・避難所の開設および避難誘導等</p> <p>ア 避難場所・避難所の開設 (ア) (中略)</p> <p>また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、感染拡大防止に取り組むこととする。県は、市町の避難所における感染症対策を支援する。</p>	<p>(ア) (中略)</p> <p>また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、<u>避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し対応策を検討する。</u></p> <p>県は、市町の避難所における感染症対策を支援する<u>とともに、市町と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報提供を行う。</u></p>	<p>【防災危機管理局・感染症対策課】</p> <p>・防災基本計画修正およびコロナ感染症第5波等の状況を踏まえた修正</p>
P98	<p>(イ) 指定避難所の選定</p> <p>指定避難所の選定は、一般的に次のものが考えられるが、市町は平常時において「市町地域防災計画」に定めておくものとする。また、県の施設についても市町より申し出があ</p>	<p>(イ) 指定避難所の選定</p> <p>指定避難所の選定は、一般的に次のものが考えられるが、市町は平常時において「市町地域防災計画」に定めておくものとする。また、県の施設についても市町より申し出があ</p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>土砂災害のおそれのある区域を除外する区域として追加</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
P98	<p>った場合、災害時に支障がなければ指定避難所として活用することを検討する。</p> <p>a 選定基準 (中略)</p> <p>(d) 低地および湖岸はできるだけ避ける。なお、水防法第 14 条の規定による洪水浸水想定区域が指定されている場合は、その区域について考慮すること。特に、洪水浸水想定区域が市町全域に及んで指定されているなどの場合は、隣接市町の避難所の活用についても考慮すること。<u>さらに、緊急輸送道路に指定されている名神、新名神、北陸の各高速自動車道のパーキングエリア、サービスエリアについても積極的に検討すること。</u></p>	<p>った場合、災害時に支障がなければ指定避難所として活用することを検討する。</p> <p><u>また、県は、被災市町からの応援要請状況等を踏まえ、必要に応じて、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等の施設を可能な限り多く避難所として活用できるよう調整することとし、市町は、協定等により、ホテルや旅館等の施設を可能な限り多く避難所として活用できるよう、平常時からの避難所確保に努める。</u></p> <p>a 選定基準 (中略)</p> <p>(d) 低地および湖岸<u>や崖付近・谷の出口等</u>はできるだけ避ける。なお、水防法第 14 条の規定による洪水浸水想定区域<u>や土砂災害（特別）警戒区域</u>が指定されている場合は、その区域について考慮すること。特に、洪水浸水想定区域が市町全域に及んで指定されているなどの場合は、隣接市町の避難所の活用についても考慮すること。さらに、緊急輸送道路に指定されている名神、新名神、北陸の各高速自動車道のパーキングエリア、サービスエリアについても積極的に検討すること。</p>	<p>【防災危機管理局・感染症対策課】 ・防災基本計画修正およびコロナ感染症第 5 波等の状況を踏まえた修正</p> <p>高速道路等の PA、SA については避難所として積極的に活用する箇所ではないため削除</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>(e) 避難所に指定する公共施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、対応策を検討する。なお、被災市町からの応援要請状況等を踏まえ、必要に応じて、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等を避難所として活用できるよう調整する。</p>	<p>(e) 避難所に指定する公共施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。また、浸水が予想される区域内の避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮すること。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、対応策を検討する。なお、被災市町からの応援要請状況等を踏まえ、必要に応じて、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等を避難所として活用できるよう調整する。</p>	<p>【防災危機管理局・感染症対策課】 ・コロナと避難所確保に関する記載について整理(P97 ア(ア)(イ)に集約)。</p>
P98	<p>b 選定施設</p> <p>(a) 公立小学校・中学校・義務教育学校</p> <p>(b) その他の公立学校</p> <p>(c) 公民館</p> <p>(d) 神社・寺院</p> <p>(e) その他の公共施設</p> <p>(f) 民間の工場、倉庫、高速自動車道のサービスエリア・パーキングエリア等の施設</p>	<p>b 選定施設</p> <p>(a) 公立小学校・中学校・義務教育学校</p> <p>(b) その他の公立学校</p> <p>(c) 公民館</p> <p>(d) 神社・寺院</p> <p>(e) その他の公共施設</p> <p>(f) 民間の工場、倉庫、高速自動車道のサービスエリア・パーキングエリア等の施設</p>	<p>【防災危機管理局】 高速道路等のPA、SAについては避難所として積極的に活用する箇所ではないため削除</p>
P98 ～ P100	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(オ) 広域避難</u></p> <p><u>a 基本方針</u></p> <p><u>県本部は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照ら</u></p>	<p>【防災危機管理局】 防災基本計画改定のため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
P98 ～ P100		<p><u>し、市町域や県域を越える広域避難の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第61条の4から8に基づき、広域避難を実施する。</u></p> <p><u>b 県内における広域避難の実施</u></p> <p><u>(a) 市町の実施事項</u></p> <p><u>① 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町の区域外への広域的な避難および指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。</u></p> <p><u>また、市町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。</u></p> <p><u>② 市町は、協議先市町から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
P98 ～ P100		<p><u>同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。</u></p> <p><u>③ 市町は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。</u></p> <p><u>(b) 協議先市町の実施事項</u></p> <p><u>① 被災市町から(a)の協議を受けた協議先市町は、要避難者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。</u></p> <p><u>(i) 自らも災害の発生が予想されること</u></p> <p><u>(ii) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと</u></p> <p><u>(iii) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
P98 ～ P100		<p><u>制が十分に整備できないこと</u> <u>(iv)その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること</u> ② <u>協議先市町は、要避難者を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>c 県外への広域避難</u> <u>(a) 市町の実施事項</u> ① <u>市町（以下「協議元市町」という。）は、県と協議を行い、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、県外への広域避難（以下「県外広域避難」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と要避難者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示すものとする。</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
P98 ～ P100		<p><u>② 協議元市町は、県から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。</u></p> <p><u>③ 協議元市町は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を県および、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。</u></p> <p><u>(b) 県本部の実施事項</u></p> <p><u>① (a)で要避難者の他の都道府県への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）またはその他の都道府県に対して、</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
P98 ～ P100		<p><u>具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示した上で、要避難者の受入れについて協議する。</u></p> <p><u>このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。</u></p> <p><u>② 県本部は、関西広域連合等から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、上記(a)①の協議元市町に通知するとともに、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>③ 県本部は、上記(a)①の協議元市町から、広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたときは、速やかに、その旨を上記①の関西広域連合等に通知するとともに、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>d 県外避難者の受入れ</u></p> <p><u>(a) 市町の実施事項</u></p> <p><u>① 市町は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて次に例示するよ</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
P98 ～ P100		<p><u>うな正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。</u></p> <p><u>(i)自らも災害の発生が予想されること</u> <u>(ii)要避難者の受入に必要となる施設が確保できないこと</u> <u>(iii)地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと</u> <u>(iv)その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること</u></p> <p><u>② 市町は、要避難者を受け入れる場合、区域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(b) 県本部の実施事項</u> <u>① 県本部は、他の都道府県から要避難者</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。</u></p> <p><u>このとき、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項について資料を求めるものとする。</u></p> <p><u>② 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(カ) 広域一時滞在</u></p>	
	イ 避難者の誘導		
	(エ) 避難者の確認		
P101	a <u>警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4の避難勧告または避難指示(緊急)</u> を発した地域に対しては警察官、消防職団員等によるパトロールを通じ、立退き遅れた者等の有無の確認を行うものとする。	a <u>避難情報</u> を発した地域に対しては、 <u>二次被害の発生防止に配慮したうえで</u> 、警察官、消防職団員等によるパトロールを通じ、立退き遅れた者等の有無の確認を行うものとする。	【防災危機管理局】 2次被害の発生防止を追加
	(9) 避難所の運営		
P103	エ 男女双方の視点・ニーズへの配慮 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、 <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u> 特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、 <u>異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し</u>	エ 男女双方の視点・ニーズへの配慮 <u>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。</u> 特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、 <u>他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使える</u> トイレ、授乳	【女性活躍推進課】 国の防災計画の改正に合わせ、新たに性暴力・DV防止のための取組を追加

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>場、入浴設備、<u>安全で清潔な男女別</u>トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の<u>女性による配布</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める<u>ものとする</u>。</p>	<p>室の設置、生理用品・女性用下着の<u>配布方法の工夫</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める<u>ものとする</u>。</p> <p><u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するように努める。</u></p> <p><u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>【防災危機管理局】 【人権施策推進課】 性的指向・性自認への配慮に関する文言を追記</p>
	<p>第6 生活必需品等供給計画</p>		
	<p>2 計画の内容</p>		
<p>P106</p>	<p>(1) 市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資を備蓄し、給（貸）与するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 市町は、「市町地域防災計画」において、備蓄する生活必需品等の種類および量、生活必需品等の調達方法、備蓄している生活必需品等の供出等の実施方法等につき具体的に定めておくものとする。その際、次に掲げるような品目の生活物資<u>や感染症対策に必要な物資</u>を備蓄し、給（貸）与するものとする。</p> <p><u>なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p>	<p>【健康福祉政策課】 国の防災基本計画の変更を踏まえて追加</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	ク 衛生用品（紙おむつ、生理用品等） ケ マスク、消毒液	ク 衛生用品（紙おむつ、生理用品、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ</u> 等） ケ マスク、消毒液、 <u>段ボールベッド、パーティション</u>	
	第7 住宅応急対策計画		
	2 計画の内容		
P107	(1) 応急仮設住宅設置・供与	(1) 応急仮設住宅の設置・供与	
P107	ア 入居対象者 （中略） （イ）災害救助法により供与される応急仮設住宅の対象者 災害により、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。	ア 入居対象者 （中略） （イ）災害救助法による <u>応急仮設住宅の供与</u> 対象者 災害により、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 <u>を原則とする</u> 。	【住宅課】 震災対策編と整合。
P107	イ 入居者の選定 （中略） <u>県本部は、災害救助法が適用された場合、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、必要に応じ市町本部に選定事務を委任することができる。</u>	イ 入居者の選定 （中略） <u>災害救助法が適用された場合、県本部は、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は、必要に応じ市町本部に選定事務を委任することができる。</u>	【住宅課】 適切な表現へ修正。
P107	ウ 応急仮設住宅の設置 （追記）	ウ 応急仮設住宅の設置・供与 <u>市町本部は、災害被害の程度に応じて、応急仮設住宅の設置・供与の必要性の有無を判断し、有と判断した場合、応急仮設住宅の設置・供与を行い、県本部は後方支援および総合調整</u>	【住宅課】 適切な表現へ修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>県本部は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置する。市町本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。</p>	<p><u>を行う。</u> <u>災害救助法が適用された場合、県本部は、</u>応急仮設住宅を設置・<u>供与</u>する。市町本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。</p>	
P107	<p>(ア) 応急仮設住宅の建設 市町は、あらかじめ2次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。災害が発生した場合には、県本部は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人滋賀県建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会滋賀県支部等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープや手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。</p> <p>また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、必要に応じ、福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）についても設置するように努める。</p>	<p><u>(ア) 公営住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与</u> <u>災害が発生した場合には、県や市町の公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。</u></p>	<p>【住宅課】 供給の優先順位と整合させるため、(ア)と(イ)を入れ替え。 適切な表現へ修正 協定団体の省略</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
P107	<p>(イ) 賃貸住宅等の借り上げによる設置</p> <p>災害が発生した場合には、(ア) の応急仮設住宅の建設の有無にかかわらず、公営住宅等の公的住宅の空き室の活用や民間賃貸住宅等を県が借り上げ、住宅を失った被災者に提供する。</p> <p>県本部は、県や市町等の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部、2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会2府8県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会等の関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。なお、その際には、災害時要配慮者に対し、段差の解消やスロープ、手すり等が設置されるなどの配慮がされた民間賃貸住宅等を提供できるよう努める。</p>	<p><u>(イ) 建設型応急住宅の設置・供与</u></p> <p>災害が発生した場合には、<u>応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。なお、その際には、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。</u></p> <p>また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する<u>ように努める</u>とともに、必要に応じ、福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等）を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）についても設置するように努める。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>供給の優先順位と整合させるため、(ア) と (イ) を入れ替え。</p> <p>適切な表現へ修正</p> <p>協定団体の省略</p>
P108	<p>オ 規模、費用の限度、<u>着工期間等</u></p> <p>応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、着工期間等については、資料編に掲げる「<u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度</u>」早見表のとおりとする。</p>	<p>オ 規模、費用の限度、<u>設置時期、供与期間等</u></p> <p>応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、<u>設置時期、供与期間等</u>については、「<u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準</u>」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第2条第二号による。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>適切な表現へ修正</p> <p>早見表がないため、現行告示を参照に変更</p>
	<p>(2) 被災家屋の応急修理</p>		
P108	<p>ア 応急修理対象者</p> <p>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者または大規模な</p>	<p>ア 応急修理対象者</p> <p>災害のため住家宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者または大規模な</p>	<p>【住宅課】</p> <p>適切な表現へ修正</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の借り上げを含む。）を利用しない者。	補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の借り上げを含む。）を利用しない者。	
P108	イ 応急修理 市町は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。 <u>県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、市町にその業務を委任することができる。</u>	イ 応急修理 市町 本部 は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。 <u>災害救助法が適用された場合、県本部は、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</u>	【住宅課】 事務委任を行う文章の整合
P108	ウ 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、資料編に掲げる「 <u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度</u> 」早見表のとおりとする。	ウ 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「 <u>災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準</u> 」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 7 条による。	【住宅課】 早見表がないため、現行告示を参照に変更
	(3) 被災宅地危険度判定		
P108	降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し県民の安全の確保を図ることを目的として <u>行う市町の危険度判定を「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき支援する。</u>	降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し県民の安全の確保を図ることを目的として、 <u>被災宅地危険度判定の実施が必要となる。</u> <u>広範囲の被災状況調査を迅速かつ的確に行うため、「被災宅地危険度判定士」の養成を推進し、当該判定士をあらかじめ知事が認定登録して、危険度判定実施主体となる市町への派遣調</u>	【住宅課】 震災対策編との整合

頁	修正前	修正後	修正理由
P108		<p><u>整等の支援を実施する。</u></p> <p><u>ア 判定実施決定</u></p> <p><u>市町は、管内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。</u></p> <p><u>イ 支援実施決定</u></p> <p><u>前項の連絡を受けた県は、直ちに支援実施を決定し、支援本部を設置するとともに、登録した各危険度判定士、近隣府県、国土交通省等に対しこの旨を連絡する。</u></p> <p><u>ウ 支援要請</u></p> <p><u>市町の実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災宅地危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。</u></p> <p><u>エ 支援実施</u></p> <p><u>前項の支援要請を受けた県の支援本部は、複数の市町に対する支援計画を調整したうえで、被災宅地危険度判定士を各市町の実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。</u></p> <p><u>県は、被災の規模等により、市町の実施本部の業務についての支援が必要であると認めるときは、職員の派遣等の措置を講じる。</u></p> <p><u>オ 判定業務</u></p> <p><u>市町の実施本部は、被災宅地危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県</u></p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>の支援本部にその実施状況を報告する。</u> <u>カ 他の都道府県に対する支援要請</u> <u>県は、被災の規模等により必要があると認めるときは、近隣府県等に対し被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。</u></p>	
P108 ～ p109	<p>[災害時応援協定編 参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会） ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会） ・災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部） ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人全国木造建設事業協会） ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（近畿2府8県宅地建物取引業協会） ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（全日本不動産協会近畿2府8県本部） ・大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連絡会、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会） ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人全国クレーン建設業協会滋賀県支部） 	<p>[災害時応援協定編 参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会）</u> ・<u>災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会滋賀県支部）</u> ・<u>災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定（公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部）</u> ・<u>大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定（近畿2府8県宅地建物取引業協会、日本不動産協会近畿2府8県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会・公益社団法人日本賃貸住宅管理協会）</u> 	【住宅課】 簡略化

頁	修正前	修正後	修正理由
	第9 保健医療救護計画		
	3 計画の内容		
	(5) 保健活動等		
P115	オ 管理栄養士等派遣 (中略) (ii) 保健医療調整本部長は、被災地の保健医療調整地方本部長の要請を受け、管理栄養士等の派遣を県の保健所と調整する。県外都道府県からの派遣を依頼する場合には厚生労働省に要請するものとする。	オ 管理栄養士等派遣 (中略) (ii) 保健医療調整本部長は、被災地の保健医療調整地方本部長の要請を受け、管理栄養士等の派遣を県の保健所等と調整する。県外都道府県からの派遣を依頼する場合には厚生労働省に要請するものとする。	【健康寿命推進課】 県栄養士会との協定を締結し、県栄養士会からの派遣も可能となったため。
	第11 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・引渡しおよび火葬(埋葬)計画		
P120	【災害時応援協定編 参照】 ・滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱 ・滋賀県広域火葬事務処理要領	【参考編 参照】 ・滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱 ・滋賀県広域火葬事務処理要領	【生活衛生課】 広域火葬要綱、要領は災害時応援協定編にではなく、参考編に編集されているため
	第6節 交通輸送計画		
	2 計画の内容		
P127	(追加)	(4) 災害時交通マネジメント	【道路整備課】
P127	(追加)	<u>ア 災害時渋滞対策協議会の設置</u> <u>大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、近畿地方整備局は「滋賀県災害時渋滞対策協議会」を設置する。</u> <u>イ 設置要請</u>	大規模災害発生後、道路の復興・復旧を円滑に進めるため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>県土木交通部は、自ら必要と認めたときまたは市町の要請があったときは近畿地方整備局に「滋賀県災害時渋滞対策協議会」の設置を要請することができる。</u>	
	第8節 災害廃棄物処理計画		
	2 計画の内容		
	【災害時応援協定編参照】		
P137	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書 (滋賀県環境整備事業協同組合) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書</u> (滋賀県環境整備事業協同組合、<u>湖北清掃事業協同組合</u>) 	<p>【循環社会推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県環境整備事業協同組合：協定の結びなおしのため 湖北清掃事業協同組合：新たに協定を締結したため
	第9節 通信・放送施設応急対策計画		
	第1 通信施設応急対策計画		
	2 計画の内容		
	(2) 一般通信施設(西日本電信電話株式会社滋賀支店)		
P138	<p>イ 広報活動</p> <p>災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。</p>	<p>イ 広報活動</p> <p>災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、<u>ホームページ</u>、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。</p>	<p>【西日本電信電話(株)滋賀支店】</p> <p>現状運用に則り追記</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	第3 警察通信施設応急対策計画		
	1 計画の内容		
	(2) 応急通信設備等の設置		
P139	エ 有線応急、WIDE 通信システムによる臨時電話の設置およびFAX、パソコン等の設置	エ 有線応急架設、 WIDE 通信システムによる臨時電話の設置およびFAX、無線電話、 パソコン等の設置	【滋賀県警察警備第二課】 すでにWIDE通信システムが廃止されていることから修正を要するもの
	第13節 相互協力計画		
P150	(追加)	<u>7 男女共同参画センター間の相互支援</u>	【男女共同参画センター】
P150		<u>女性の視点からの災害対応を進めるため、内閣府が実施する「災害対応における男女共同参画センター間相互支援ネットワーク」を活用する。</u>	内閣府が今年度(R3)事業として、男女共同参画センター間相互支援ネットワークを構築され、本県もネットワークに加入済であるため。
	<u>7</u> 公共的団体との協力体制	<u>8</u> 公共的団体との協力体制	
	(4) 公共機関・民間企業、団体との協力体制		
	カ 物資供給・帰宅困難者支援関係		
P152	(追加)	<u>・災害時における物資の調達および供給に関する協定書(株式会社ファーストリテイリング)</u>	【健康福祉政策課】 株式会社ファーストリテイリングと協定締結(R3.3.1)による
	ク 廃棄物処理関係		
P153	・無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集運搬)(滋賀県環境整備事業協同組合)	<u>・災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書(滋賀県環境整備事業協同組合、湖北清掃事業協同組合)</u>	【循環社会推進課】 ・滋賀県環境整備事業協同組合:協定の結びなおしのため ・湖北清掃事業協同組合:新たに協

頁	修正前	修正後	修正理由
			定を締結したため
	第4章 災害復旧計画		
	第1節 公共施設の災害復旧計画		
	2 計画の内容		
	(2) 復旧事業の方針		
P166	イ 災害復旧事業計画 <u>被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、</u> 国または県が費用の全部または一部を負担したまたは補助するものは県または市町、その他の機関は、復旧事業費の決定 <u>および決定</u> を受けるため査定計画をたて、査定実施がすみやかに行えるように努める。	イ 災害復旧事業計画 被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、 国または県が費用の全部または一部を負担したまたは補助するもの <u>については、</u> 県または市町、その他の機関 <u>においては、早急に被災施設の復旧事業計画を作成し、</u> 復旧事業費の決定 <u>および決定</u> を受けるため <u>に</u> 査定計画をたて、査定実施がすみやかに行えるように努める。	【流域政策局】 文言修正
P173	第4節 災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画 (総務部、商工観光労働部、農政水産部、琵琶湖環境部、 <u>土木交通部</u>)	第4節 災害復旧事業に必要な金融およびその他資金計画 (総務部、商工観光労働部、農政水産部、琵琶湖環境部、 土木交通部)	【住宅課】 土木交通部の支援策がないため
	2 計画の内容		
P174	<u>(3) 住宅復興資金</u>	<u>(削除)</u>	【住宅課】
P174	<u>地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う。</u> <u>ア 資金の種類</u> <u>(ア) 災害復興住宅建設資金</u> <u>(イ) 補修資金</u>	<u>(削除)</u>	土木交通部の支援策がないため

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>イ 県および市町の措置</u> <u>(ア) 災害復興住宅資金</u> <u>県および市町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。</u> <u>(イ) 災害特別貸付金</u> <u>災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった被災地の市町長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。</u></p>		
P175	<p>第 5 節 被災者等への支援計画 (知事公室、商工観光労働部、健康医療福祉部、総務部、日本郵便株式会社)</p>	<p>第 5 節 被災者等への支援計画 (知事公室、商工観光労働部、健康医療福祉部、総務部、<u>土木交通部</u>、日本郵便株式会社)</p>	<p>【住宅課】 被災者等への支援計画に位置付けを変更。</p>
P178	<p>第 3 租税等の徴収猶予および減免の措置</p> <p>国および地方自治体は、法令および条例の規定に基づき、租税の申告、申請、請求等に関する期日の延期、徴収猶予および減免の措置を、災害の状況に応じて実施するものとする。</p> <p>県は、被災した納税者に対する県税の納税緩和措置として地方税法または滋賀県税条例により期限の延長、徴収猶予および減免等について、それぞれの事態に対応した適切な措置を講ずる。</p>	<p><u>国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。</u></p>	<p>【税政課】 国の防災基本計画の記載との均衡、および、他編の記載との均衡を図りつつ、シンプルかつ必要十分な記載内容とするため。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
P179	<u>(追加)</u>	第7 被災者住宅再建支援	【住宅課】 被災者等への支援計画に位置付けを変更。(震災対策編と内容の整合)
P179	<u>(追加)</u>	<u>県は、協定に基づき、住宅金融支援機構へ協力要請を行い、住宅相談窓口を設置し、被災者からの住宅再建お呼び住宅ローンの返済に関する相談対応を行うとともに、県・市町は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（建設・購入・補修）の斡旋を行う。</u>	